

# くすりのレデイ善通寺店・コープ善通寺

## ●香川県公告第五百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十六年香川県公告第三百六十五号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
くすりのレデイ善通寺店・コープ善通寺 善通寺市上吉田町五六七番地一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要  
新設する駐車場北側道路は、付近住民の生活道路（農道）に接続しており、交通混雑が予想されるため、安全対策（国道出入口、歩行者）に配慮すること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課
  - 2 縦覧期間  
平成十六年十一月二十四日（水曜日）から同年十二月二十四日（金曜日）まで